

# 東京都板橋区食品衛生関係不利益処分取扱要綱

(平成 14 年 12 月 27 日区長決定)

最終改正 令和 3 年 10 月 1 日

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 この要綱は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）の規定に基づく営業許可の取消し又は営業等（法第 68 条第 1 項及び第 3 項の規定により準用されるおもちゃ及び営業以外の給食の供給を含む。以下同じ。）の禁止若しくは停止その他必要な処分（以下「不利益処分」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (基本原則)

第 2 条 法において規定された違反を確認し、不利益処分を行う場合には、時機を失することなく的確かつ厳正に行わなければならない。

## 第 2 章 廃棄処分及び危害除去処置命令

### (廃棄処分)

第 3 条 法第 59 条並びに法第 68 条第 1 項及び第 3 項の規定により準用される法第 59 条の規定に基づく廃棄処分は、違反があった食品、添加物、器具、容器包装又はおもちゃ（以下「違反食品等」という。）の食品衛生上の危害の発生を除去するために必要な処置とし、再製、転用、返品等が不適当な場合に行うものとする。

### (危害除去処置命令)

第 4 条 法第 59 条並びに法第 68 条第 1 項及び第 3 項の規定により準用される法第 59 条の規定に基づく危害除去処置は、取扱改善命令、販売禁止命令、使用禁止命令、物品の回収命令又は移動禁止命令により行うものとする。ただし、当該違反食品等について再製、転用、返品等が適当であると認められる場合は、次による不利益処分を行うものとする。

- (1) 当該違反食品等が販売の過程にある場合は、販売禁止命令を行うものとする。
- (2) 当該違反食品等が製造又は使用の過程にある場合は、使用禁止命令を行うものとする。

## 第 3 章 営業等の停止及び禁止、営業許可の取消し並びに施設又は設備の改善命令

### (営業等の停止)

第 5 条 法第 60 条、法第 61 条並びに法第 68 条第 1 項及び第 3 項の規定により準用される法第 60 条及び第 61 条の規定に基づく営業等の停止は、営業等の全部又は一部について、別表に掲げるところにより、期間を定めて行うものとする。

### (営業等の禁止)

第 6 条 法第 60 条、法第 61 条並びに法第 68 条第 1 項及び第 3 項の規定により準用される法第 60 条及び法第 61 条の規定に基づく営業等の禁止は、食品衛生上の危害を除去するまでの期間を予測することができない場合、又は営業許可を取り消すまでに至らないが違反行為が重大な場合に営業等の全部又は一部について行うものとする。

( 営業許可の取消し )

第 7 条 法第 60 条、法第 61 条並びに法第 68 条第 1 項の規定により準用される法第 60 条及び第 61 条の規定に基づく営業許可の取消しは、営業を継続することが食品衛生上きわめて危険であり、かつ、社会公共に及ぼす影響が大きい場合に行うものとする。

( 施設又は設備の改善命令 )

第 8 条 法第 61 条並びに法第 68 条第 1 項及び第 3 項の規定により準用される法第 61 条の規定に基づく施設又は設備の改善命令は、法第 54 条に基づく施設基準又は設備基準に合致させるため整備改善を要する場合に、期間を定めて行うものとする。

この場合において、当該期間の算定は、整備改善箇所の大小又は食品衛生上の安全を確保するために必要な期間を十分に考慮して行うものとする。

#### 第 4 章 減算

( 減算 )

第 9 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合、停止日数を減算することができる。

- (1) 営業等の停止処分が行われる以前に営業者等において自主的に休業し、事件拡大防止等の措置を行った場合 ( この場合における、減算日数は、営業停止処分日に連続した休業日数とし、かつ、停止日数の 3 分の 2 を超えてはならないものとする。 )
- (2) 前号に掲げるもののほか、別途要領に定める場合。

#### 第 5 章 その他

( 聴聞及び弁明の機会の付与 )

第 10 条 区長は、不利益処分を行おうとする場合には、次の各号のいずれかの区分に従い、当該各号に定める意見陳述のための手続を執るものとする。ただし、公益上、緊急に不利益処分を行う必要がある場合は、当該手続を省略することができる。

- (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞
  - ア 営業許可の取消しをしようとするとき。
  - イ その他区長が必要と認めるとき。
- (2) 前号に該当しないとき 弁明の機会の付与

付 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 1 月 1 日より施行する。
- 2 板橋区食品衛生関係行政処分取扱内規 ( 昭和 54 年 1 月 23 日部長決裁 板衛公発第 17 号 ) は廃止する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 4 日より施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 14 日より施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 29 日より施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日より施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 24 日より施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 22 日より施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日より施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 6 月 10 日から施行する。ただし、要綱別表中第 11 条第 1 項の輸入食品に係る規制（輸出国側での HACCP に基づく衛生管理）の規定は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 前項の施行の日から令和 3 年 5 月 31 日までは、要綱別表中第 50 条の 2 第 2 項の公衆衛生上必要な措置に係る規定は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）附則第 5 条の規定に基づき、改正法による改正前の食品衛生法第 50 条第 2 項の規定により定められた基準と読み替える。

付 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 8 日より施行する。ただし、要綱中の条項について、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号）附則第 2 条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができる」とされた者に対する不利益処分については、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）第 2 条の規定による改正前の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の条項と読み替える。

付 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日より施行する。